

国空乗第 548 号
平成 21 年 1 月 30 日

指定航空身体検査医 各位
航空身体検査指定機関実務管理者 各位

国土交通省航空局技術部乗員課長
鏡 弘 義

航空身体検査証明業務の適正な実施について(注意喚起)

本日、運輸安全委員会は、平成 19 年 10 月 27 日に大阪府堺市において発生した大阪航空(株)所属ロビンソン式 R22Beta 型 JA102D 航空事故に係る調査報告書を公表した。これによると、当該機の機長はサルコイドーシスの疑いで定期的に専門病院を受診しており、指定航空身体検査医(指定医)に対してサルコイドーシスの疑いについて報告していたが、指定医は所要の検査を行わないまま航空身体検査証明書を交付していた。なお、事故後に行われた生体検査の結果、当該機長がサルコイドーシスに罹患していたことが判明している。

については、各位においては下記事項に留意して、航空身体検査証明業務を適正に実施されたい。

記

1. 不適合状態が疑われる申請者については、必要な追加検査等を実施すること。また、判定結果及びその根拠を航空身体検査証明申請書の医師記入欄等に明記すること。
2. 不適合状態が疑われる等、指定医において適合と判定できない場合は、申請者の希望に応じて、国土交通大臣の判定を受けさせること。

添付書類:ロビンソン式 R22Beta 型 JA102D に係る航空事故調査報告書(抄)

航空事故調査報告書（抄）

所属 大阪航空株式会社
型式 ロビンソン式 R22Beta 型(回転翼航空機)
登録記号 JA102D
発生日時 平成 19 年 10 月 27 日 15 時 05 分ごろ
発生場所 大阪府堺市堺区

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

大阪航空株式会社所属ロビンソン式 R22Beta 型 JA102D(回転翼航空機)は、平成 19 年 10 月 27 日(土)、体験飛行のため、14 時 50 分ごろ八尾空港を離陸し、飛行中、15 時 5 分ごろ大阪府堺市堺区の南海電気鉄道株式会社高野線浅香山駅と我孫子前駅間の線路上に墜落した。

同機には、機長及び同乗者が搭乗していたが、両名とも死亡した。

同機は大破し、火災が発生した。

1.2 (略)

2 認定した事実

2.1～2.9 (略)

2.10 医学に関する情報

(1) 大阪府警察本部が 10 月 28 日に行った解剖の結果、本件機長及び同乗者からアルコールや薬物の反応は認められなかった。

死因については、本件機長は頭部挫滅、同乗者は両肺挫傷であった。

(2) 大阪府警察本部の情報によれば、本件機長は、平成 15 年 10 月以降、航空身体検査基準では不適合状態のサルコイドーシスの疑いで、定期的に専門病院で受診していたが、専門病院の眼科医によれば眼の治療は必要なしとの診断結果であった。

本件機長は、専門病院での呼吸器系の精密検査は受検していなかった。

本件機長は、平成 16 年 2 月の航空身体検査時、航空局長通達である「航空身体検査マニュアル」で不適合状態であるとされているサルコイドーシスの疑いがあることを、指定航空身体検査医に報告していた。しかし、実施した航空身体検査ではすべての検査項目で異常を示す結果がなかったため、航空身体検査証明の交付を受けていた。また、本件機長は、平成 16 年 2 月の航空身体検査以降、毎年同じ指定航空身体検査医で受検していた。

(3) 同社の操縦教官によれば、サルコイドーシスでよく現れる視力低下、呼吸苦、不整脈などの症状は、本件機長には特に見受けられず、また本件機長から病気に関する相談、報告等もなかったとのことであった。

(4) 大阪府警察本部が事故後生体検査を実施した結果、本件機長は、サルコイドーシスに罹患していたことが判明した。

(以下略)

2.11～2.13 (略)

3 事実を認定した理由

3.1～3.8 (略)

3.9 持病が航空業務に与えた影響

2.10 に記述したとおり、本件機長は、航空身体検査基準では不適合状態のサルコイドーシスに罹患していた。

本件機長は、平成 15 年 10 月以降サルコイドーシスの疑いにより専門病院で受診していたが、専門病院の眼科医によれば眼の治療は必要なしとの診断結果であったこと、その他サルコイドーシス特有の症状も特になかったため、自らが航空業務に特に影響がないと判断して乗務していたものと推定される。

本件機長は航空身体検査時、指定航空身体検査医に対し、サルコイドーシスの疑いがあることは報告していたが、航空身体検査証明は行われていた。これは、当時実施した航空身体検査では、すべての検査項目で異常を示す結果がなかったことによるものと推定される。

疾患や機能異常の中には必ずしも航空業務を適切に実施する能力の喪失や低下をもたらさない場合もあるが、航空の安全確保の観点から、指定航空身体検査医は、適確な判定をするため所要の検査を行うことも必要であったと考えられる。

なお、2. 10 (3) に記述したように、本件機長の持病が航空業務に与えた状況について、同社の操縦教官に確認したが、特に気になる症状は見受けられず、また、持病について本件機長より特に相談、報告等も受けていなかったことから、本件機長の持病が本事故に直接関与したかどうかは明らかにすることはできなかった。

4 原因 (略)

5 参考事項 (略)